

別記様式第9（第11条関係）

新規	変更	解任	修正
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

記載例（所在地が変更になった（安全運転管理者の交代がない）場合）

安全運転管理者に関する届出書

令和7年12月15日

埼玉県公安委員会 殿

⑨を⑨に変更

又は法人の名称) (株)埼玉本店

安全運転管理者を 選任、解任

届出記載事項（①・③・⑤・⑨）を変更したので

お届けします。

(電話 048-832-0110)

- (注) 1 ※印は記載しないこと。
2 選択項目については、該当する数字又は欄に丸印を付すこと。
3 県内における事業所の移転に伴う届出は、移転先の所在地を管轄する警察署に位置変更の届出をすること。
また、移転に伴い安全運転管理者に変更(交代)がある場合は、移転先の住所地を管轄する警察署へ選任の届出をすること。